

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
	分野7. 生活環境の整備(障害に配慮したまちづくり)			5. 生活環境	1. 安全・安心な生活環境の整備
分野目標	障害のある人が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、 <b>障害のある人の生活環境における</b> 社会的障壁の除去を通じて、障害のある人に配慮したまちづくりを総合的に推進します。	障害福祉企画課 (企画調整)		障害者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障害者に配慮したまちづくりを推進する。	障害者が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障害者が安全に安心して生活できる住環境の整備、障害者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障害者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進する。
	(1)「住まい・住環境の整備」			(1)住宅の確保	(1)住宅の確保
7-(1)-1	市営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の市営住宅のバリアフリー化改修を推進します。 また、障害のある人に対する優先入居の実施や単身入居を可能とするための取り組みを進めます。	建築都市局住宅管理課・住宅整備課	障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、自宅の改修をはじめ、公共賃貸住宅や民間賃貸住宅への入居を支援するとともに、グループホーム等の設置や地域住民などへの啓発を推進します。なお、入所施設等での必要な支援についても継続します。	公営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の公営住宅のバリアフリー化改修を促進し、障害者向けの公共賃貸住宅の供給を推進する。 また、障害者に対する優先入居の実施や単身入居を可能とするための取組が地方において行われるよう、福祉部局と住宅部局が連携して障害者に対する取組を進めていくよう地方公共団体に対して周知・情報提供を行っていく。5-(1)-1	公営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の公営住宅のバリアフリー化改修を促進し、障害者向けの公共賃貸住宅の供給を推進する。 また、障害者に対する優先入居の実施や単身入居を可能とするための取組が地方において行われるよう、福祉部局と住宅部局が連携して障害者に対する取組を進めていくよう地方公共団体に対して周知・情報提供を行っていく。1-(1)-1
7-(1)-2	障害のある人の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するために、賃貸人、障害のある人双方に対する情報提供等の支援を行います。 また、一般住宅への入居が困難な障害のある人に対して、入居支援や地域の支援体制に係る調整等を行い、障害のある人の地域生活を支援します。	建築都市局住宅計画課  障害者支援課(障害者相談支援)	障害のある人の地域での生活を支援するため地域移行支援事業を実施し、住居の確保や相談に対応します。なお、家賃保証事業会社と協定を結び、この事業の円滑な実施を図ります。	住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律。平成19年法律第112号)に基づき、賃貸人、障害者双方に対する情報提供等の支援、必要な相談体制の整備等を行うとともに、家賃債務保証制度の活用を促進し、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する。5-(1)-2	民間賃貸住宅の空き室や空き家を活用した、障害者等の住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度等を内容とする新たなセーフティネット制度を創設し、住宅の改修、入居者負担の軽減等や居住支援協議会等の居住支援活動等への支援を実施することにより、民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進する。1-(1)-2
7-(1)-3	全ての人にとって安全で安心して快適に生活できる仕様を持つすこやか住宅の普及を促進するとともに、介護・福祉サービス等と連携したサービス付き高齢者向け住宅等、高齢者だけでなく障害のある人にも対応した多様な住宅供給を促進します。	建築都市局住宅計画課  建築都市局住宅計画課			

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
7-(1)-4	障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与、及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行うとともに、重度障害のある人等がいる世帯に対し、住宅を改修するための経費の一部を助成します。	障害福祉企画課 (在宅支援)  障害福祉企画課		障害者や民間賃貸住宅の賃貸人が行うバリアフリー改修等を促進するとともに、障害者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与、及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行う。5-(1)-3	障害者や民間賃貸住宅の賃貸人が行うバリアフリー改修等を促進するとともに、障害者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与、及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行う。1-(1)-3
7-(1)-5	障害のある人の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備を促進するとともに、重度障害者にも対応した体制の充実を図ります。	障害者支援課(障害者事業支援)	地域で自立生活ができる場を確保するため、グループホームや福祉ホーム等の整備を支援していくとともに、体験型グループホーム事業を実施し、障害の特性に応じた利用促進のための支援を行います。  医療的ケアが必要な人や強度行動障害などの重度の障害のある人に対応できるケアホームへの支援を検討します。	障害者が日常生活上の相談援助等を受けながら共同生活を行うグループホーム、ケアホーム※の整備を促進するとともに、その利用の促進を図る。5-(1)-4 ※平成26(2014)年4月にグループホームに統合予定。	障害者の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備を促進するとともに、重度障害者にも対応した体制の充実を図る。 また、地域で生活する障害者の支援の拠点となる地域生活支援拠点等の整備を図る。こうした取組と合わせて、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進める。1-(1)-4
7-(1)-6	障害のある人が安心して障害福祉サービス等を利用することができるよう、障害福祉サービス事業者等に対し、建築基準法、消防法の基準に適合させるための施設の改修等の協議や必要に応じた指導を行い、防火安全体制の強化を図ります。	建築都市局建築指導課  消防局指導課		グループホーム、ケアホームに入居する障害者が安心して生活できるよう、非常災害時における消防団や近隣住民との連携体制の構築を促進するとともに、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)の基準に適合させるための改修費用や消火設備の設置費用の一部を助成すること等により、防火安全体制の強化を図る。5-(1)-5	障害者が安心して障害福祉サービス等を利用することができるよう、非常災害時における消防団や近隣住民との連携体制の構築を促進するとともに、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)の基準に適合させるための改修費用や消火設備の設置費用の一部を助成すること等により、防火安全体制の強化を図る。1-(1)-5
7-(1)-7	災害時の避難等において、地域住民の協力が非常に重要であるため、障害のある人や、障害福祉サービス事業所等に対して、日頃から、住民に最も身近な組織として、生活に密着した地域活動に取り組んでいる自治会等への加入等を促します。 また、今後、地域における避難支援の仕組みづくりを促進するため、避難行動要支援者等への情報提供や地域住民による避難支援等について、地域ぐるみの防災ネットワークの構築に向けた助言を行うなど、地域における取り組みを支援します。	市民文化スポーツ局地域振興課  危機管理室	災害時の避難等にあたっては、地域の人たちの協力が非常に重要であるため、障害のある人や障害のある人を支援する施設、事業所等に対し、住民に最も身近な組織として、生活に密着した地域活動に取り組んでいる自治会等への加入などを促します。  今後、地域における避難支援の仕組みづくりを促進するため、地域ぐるみの防災ネットワークの構築に向けて、避難行動要支援者等への情報提供や福祉避難所の活用、地域住民による避難支援等についての助言を行うなど、地域における取り組みを支援します。		

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
	(2)「移動しやすい環境の整備等」			(2)公共交通機関のバリアフリー化の推進等	(2)移動しやすい環境の整備等
7-(2)-1	駅等の旅客施設における段差解消、ホームドア等の転落防止設備の導入等について交通事業者等と協議を行うとともに、公共交通機関の旅客施設及び車両内における障害特性に配慮した案内表示や情報提供、人的な対応の充実について、様々な機会を通じて交通事業者等に要望していきます。	建築都市局都市交通政策課		駅等の旅客施設における段差解消、ホームドア等の転落防止設備の導入、障害者の利用に配慮した車両の整備の促進等とあわせて、人的な対応の充実を図ることで、公共交通機関のバリアフリー化を推進する。5-(2)-1	駅等の旅客施設における段差解消、ホームドア等の転落防止設備の導入、障害者の利用に配慮した車両の整備のより一層の促進等とあわせて、人的な対応の充実を図ることで、公共交通機関のバリアフリー化を推進する。1-(2)-1
		建築都市局都市交通政策課		公共交通機関の旅客施設及び車両内において、障害特性に配慮した案内表示や情報提供の充実を推進する。5-(2)-2	公共交通機関の旅客施設及び車両内において、障害特性に配慮した案内表示や情報提供の充実を推進する。1-(2)-2
7-(2)-2	障害のある人や高齢者等が路線バスを利用する際の利便性及び安全性の向上のため、 <b>路線バスにノンステップバスやワンステップバス等</b> の導入を進めていくとともに、他の公共交通機関についても、駅等の旅客施設における段差解消など関係機関への働きかけを行い、バリアフリー化を促進します。	交通局営業推進課			
		建築都市局都市交通政策課	公共交通機関については、ノンステップバスの導入やJR駅舎のエレベーター設置など関係機関への働きかけを行い、バリアフリー化を促進します。		
7-(2)-3	公共交通機関の利用が困難な障害のある人の移動手段を確保するため、タクシー乗車運賃助成やリフトバス運行事業を引き続き行います。また、非営利活動法人(NPO法人)や社会福祉法人等が提供している移送サービス(福祉有償運送)の普及促進を図ります。	障害福祉企画課(在宅支援) 障害者支援課(発達・精神保健) 地域福祉推進課	公共交通機関の利用が困難な人の移動手段を確保するため、タクシー乗車運賃助成やリフトバス運行事業を引き続き行います。また、非営利活動法人(NPO法人)や社会福祉法人等が提供している移送サービス(福祉有償運送)を引き続き行います。	従来の公共交通機関を利用できない障害者に対し個別的な輸送を提供するスペシャル・トランスポート・サービス(STS)について、地方公共団体を含む関係者間の連携の下、その普及拡大に向けた取組を進める。5-(2)-4	障害者に対し個別的な輸送を提供するため、支援制度の活用等により福祉タクシー車両等によるスペシャル・トランスポート・サービス(STS)の普及促進を図る。1-(2)-4
—	×	建築都市局都市交通政策課		交通事業者等における障害者に対する適切な対応の確保を図るため、教育訓練の実施等を促進する。5-(2)-3	交通事業者等における障害者に対する適切な対応の確保を図るため、教育訓練の実施等を促進する。1-(2)-3

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
	(3)「アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進」			(3) 公共的施設等のバリアフリー化の推進	(3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
7-(3)-1	バリアフリー法に基づき、窓口業務を行う市の施設をはじめ、不特定多数の者や、主として高齢者、障害のある人が利用する一定の建築物の新築時等における「建築物移動等円滑化基準」の適合により、バリアフリー化を促進します。	建築都市局建築指導課		バリアフリー法に基づき、不特定多数の者や、主として高齢者、障害者が利用する一定の建築物の新築時等における建築物移動等円滑化基準への現行の適合義務に加え、地方公共団体による同法に基づく条例において義務付けの対象となる建築物の追加、規模の引下げ等、地域の実情を踏まえた取組を促すことによりバリアフリー化を促進する。5-(3)-1	バリアフリー法に基づき、不特定多数の者や、主として高齢者、障害者が利用する一定の建築物の新築時等における建築物移動等円滑化基準への現行の適合義務に加え、地方公共団体による同法に基づく条例において義務付けの対象となる建築物の追加、規模の引下げ等、地域の実情を踏まえた取組を促すことによりバリアフリー化を促進する。1-(3)-1
		各施設所管課 (★調整)		窓口業務を行う官庁施設について、高度なバリアフリー化を目指した整備を推進する。5-(3)-2	窓口業務を行う官署が入居する官庁施設については、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に規定された整備水準の確保などによる整備を推進する。1-(3)-2
7-(3)-2	都市公園の整備に当たっては、安全で安心した利用のためバリアフリー法に基づく基準や支援制度により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害のある人等が利用可能なトイレの設置等を進めます。 また、身近な自然空間である河川の魅力を誰もが享受できるような水辺整備をまちづくりと一体となって進めます。	建設局みどり・公園整備課	障害の有無に関わらず誰もが安全で快適に利用できる公園にするため、段差の解消や階段への手すりの設置等を行います。 また、自宅や施設に閉じこもりがちな障害のある人の健康づくりや家族の心のケア等につながる公園の活用を障害者団体等の意見を聞きながら検討します。	都市公園の整備に当たっては、安全で安心した利用のためバリアフリー法に基づく基準や支援制度により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害者等が利用可能なトイレの設置等を進める。また、身近な自然空間である河川の魅力を誰もが享受できるような水辺整備をまちづくりと一体となって進める。5-(3)-3	都市公園の整備に当たっては、安全で安心した利用のためバリアフリー法に基づく基準や支援制度により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害者等が利用可能なトイレの設置等を進める。また、身近な自然空間である河川の魅力を誰もが享受できるような水辺整備をまちづくりと一体となって進める。1-(3)-3
		建設局水環境課又は河川整備課			
—	×			日常生活製品等のユニバーサルデザイン※化に関し、障害者の利用に配慮した製品、設備等の普及のニーズがある場合、高齢者・障害者配慮設計等に関する標準化を推進する。5-(3)-4  ※ 施設や製品等について、誰にとっても利用しやすいデザインにするという考え方。	日常生活製品等のユニバーサルデザイン化に関し、障害者の利用に配慮した製品、設備等の普及のニーズがある場合、高齢者・障害者配慮設計等に関する標準化を推進する。1-(3)-4



番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
	(4)「障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進」			(4)障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進	(4)障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進
7-(4)-1	バリアフリー法及び関連施策のあり方について、高齢者、障害のある人等の社会参画の拡大の推進、バリアフリーのまちづくりの推進に向けた関係機関連携の強化及びハード・ソフト一体となった取り組みの促進に努めます。	企画調整係(差別解消)			バリアフリー法及び関連施策の在り方について、高齢者、障害者等の社会参画の拡大の推進、バリアフリーのまちづくりに向けた地域連携の強化及びハード・ソフト一体となった取組の推進という3つの視点に留意して必要な見直しを行う。1-(4)-1
7-(4)-2	福祉・医療施設の市街地における適正かつ計画的な立地の推進、公園等との一体的整備の促進、生活拠点の集約化等により、バリアフリーに配慮し、障害のある人が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。	建築都市局都市計画課(計画調整係)		福祉・医療施設の市街地における適正かつ計画的な立地の推進、公園等との一体的整備の促進、生活拠点の集約化等により、バリアフリーに配慮し、障害者が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進する。5-(4)-1	福祉・医療施設の市街地における適正かつ計画的な立地の推進、公園等との一体的整備の促進、生活拠点の集約化等により、バリアフリーに配慮し、障害者が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進する。1-(4)-2
7-(4)-3	障害のある人もない人も安全で快適に道路を利用できるよう、歩道の新設や拡幅、段差の解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置を行うなど、道路のバリアフリー化に取り組みます。	建設局道路計画課	障害のある人もない人も安全で快適に道路を利用できるよう、歩道の新設や拡幅、段差の解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置を行うなど、バリアフリー化整備に取り組みます。		
		建設局道路計画課		バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の旅客施設周辺等の主要な生活関連経路(駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路)において、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、幅の広い歩道の整備や無電柱化等を推進する。5-(4)-2	バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の旅客施設周辺等の主要な生活関連経路(駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路)において、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックの整備等を推進する。1-(4)-3
7-(4)-4	生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域(ゾーン)を設定して、警察と協力しながら、最高速度30km/hの区域規制、路側帯の設置・拡幅、物理的デバイス設置等の各種対策を効果的に組み合わせ、速度抑制や通過交通の抑制等を図ります。	建設局道路計画課	ハード面だけでなくソフト面からも、障害のある人の外出を支援します。	市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域(ゾーン)を設定して、最高速度30km/hの区域規制、路側帯の設置・拡幅、物理的デバイス設置等の対策を効果的に組み合わせ、速度抑制や通過交通の抑制・排除を図る。5-(4)-5	市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域(ゾーン)を設定して、最高速度30 km/h の区域規制、路側帯の設置・拡幅、物理的デバイス設置等の対策を効果的に組み合わせ、速度抑制や通過交通の抑制・排除を図る。1-(4)-6

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
7-(4)-5	高齢者や障害のある人をはじめ、全ての市民が安全かつ快適に公共的施設を利用できるように、バリアフリー法及び福岡県福祉のまちづくり条例に基づき、建築主等へ指導・助言等の必要な措置を講じます。	建築都市局建築指導課			
7-(4)-6	公共性の高い建築物や道路、公園、公共交通機関などのバリアフリー化については、 <b>障害のある人の立場を踏まえ相互の理解を得られるよう、引き続き、必要に応じて自治会等の地域団体及び障害者団体や専門家等で構成される障害者団体が取り組む</b> 「北九州市福祉のまちづくりネットワーク」等と、 <b>障害のある人の立場を踏まえ相互の理解を得られるよう、意見交換等</b> を行いながら進めます。	建設局道路計画課 みどり・公園整備課	公共性の高い建築物や道路、公園、公共交通機関などのバリアフリー化については、引き続き、必要に応じて自治会等の地域団体及び障害者当事者団体や専門家等で構成される「北九州市福祉のまちづくりネットワーク」などと、障害のある人の立場を踏まえ相互の理解を得られるよう意見交換等を行いながら進めます。		
7-(4)-7	本市のモラル・マナーアップ条例における迷惑行為の一つである <b>身体障害者等</b> 用駐車区画の不適正利用の防止を徹底するため、ふくおか・まごころ駐車場制度(パーキングパーミット制度)の市民への着実な普及・浸透を図ります。また、 <b>企業等事業者</b> や市民に対して福岡県福祉のまちづくり条例に関する必要な情報の提供や技術的な助言を行い、福祉のまちづくりを促進します。	市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課 建築都市局建築指導課	本市におけるモラル・マナーアップ条例における迷惑行為の一つである身体障害者用駐車区画の不適正利用の防止を徹底するため、福岡県におけるパーキングパーミット制度の市民への着実な普及・浸透を図ります。		
—	×	交通管理者(警察)		バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路において、歩行者・自転車と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、歩行者青時間の延長を行うPICS(歩行者等支援情報通信システム)等のバリアフリー対応型信号機、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進する。5-(4)-3	バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路において、歩行者等と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、歩行者青時間の延長を行うPICS(歩行者等支援情報通信システム)等のバリアフリー対応型信号機、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進する。1-(4)-4
—	×	交通管理者(警察)		障害者が安全に安心して自動車を運転できるよう、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化・大型化等を推進する。5-(4)-4	障害者が安全に安心して自動車を運転できるよう、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化・大型化等を推進する。1-(4)-5

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
—	×			<p>バリアフリー環境の構築をソフト施策の面から推進するため、歩行経路の段差や幅員等の状況を含む歩行空間ネットワークデータ※の整備を促進するとともに、携帯端末でのバリアフリー経路案内等の情報提供による移動支援を推進する。5-(4)-6</p> <p>※ 歩行経路の空間配置及び歩行経路の状況を表すデータであり、主に歩行経路を表す「リンク(線)」とリンクの結節点を表す「ノード(点)」で構成されている。</p>	<p>高齢者や障害者等も含め、誰もが屋内外をストレス無く自由に活動できるユニバーサル社会の構築に向け、ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進を図るため、屋内外シームレスな電子地図や屋内測位環境等の空間情報インフラの整備・活用、移動に資するデータのオープンデータ化等により民間事業者等が多様なサービスを提供できる環境づくりを推進する。1-(4)-7</p>
—	×				<p>上記のほか、ユニバーサルデザイン2020 行動計画(平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020 関係閣僚会議決定)に位置付けられた施策について、具体の取組を実施する。1-(4)-8</p>

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
	分野8. 情報アクセシビリティの向上(意思疎通支援の充実)			6. 情報アクセシビリティ	2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
分野目標	障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、情報アクセシビリティの向上を推進します。 また、障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の提供等の取り組みを通じて意思疎通支援の充実を図ります。 (※「情報アクセシビリティ」とは、「情報の利用しやすさ」のこと。)	障害福祉企画課 (企画調整)		障害者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進する。	障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害者に配慮した情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進や、障害者が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進する。 あわせて、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の開発・提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図る。
	(1)「情報通信における情報アクセシビリティの向上」「障害に配慮した情報提供の充実等」			(1)情報通信における情報アクセシビリティの向上	(1)情報通信における情報アクセシビリティの向上
8-(1)-1	市における情報通信機器等(ウェブコンテンツ(掲載情報)に関するサービスやシステムを含む。)の調達は、情報アクセシビリティの観点に配慮し、国際規格、日本工業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施します。	総務局情報政策課  広報室広報課		研究開発やニーズ、情報技術の発展等を踏まえつつ、情報アクセシビリティの確保及び向上を促すよう、適切な標準化(日本工業規格等)を進めるとともに、必要に応じて国際規格提案を行う。また、各府省における情報通信機器等(ウェブコンテンツ(掲載情報)に関するサービスやシステムを含む。)の調達は、情報アクセシビリティの観点に配慮し、国際規格、日本工業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施する。6-(1)-2	研究開発やニーズ、情報通信技術の発展等を踏まえつつ、情報アクセシビリティの確保及び向上を促すよう、適切な標準化(日本工業規格等)を進めるとともに、必要に応じて国際規格提案を行う。また、各府省における情報通信機器等(ウェブコンテンツ(掲載情報)に関するサービスやシステムを含む。)の調達は、情報アクセシビリティの観点に配慮し、国際規格、日本工業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施する。2-(1)-2
8-(1)-2	障害のある人が障害特性に応じたパソコン操作を習得できるよう、パソコンボランティアを活用した支援を行います。 また、障害の特性に応じた支援を推進するため、パソコンボランティアの養成と資質の向上に努めます。	障害者支援課(社会参加)		障害者に対するIT(情報通信技術)相談等を実施する障害者ITサポートセンターの設置の促進等により、障害者の情報通信技術の利用及び活用の機会の拡大を図る。6-(1)-4	障害者に対するIT(情報通信技術)相談等を実施する障害者ITサポートセンターの設置の促進等により、障害者の情報通信技術の利用及び活用の機会の拡大を図る。2-(1)-4
—	×			障害者の情報通信機器及びサービス等の利用における情報アクセシビリティの確保及び向上・普及を図るため、障害者に配慮した情報通信機器及びサービス等 ※の企画、開発及び提供を促進する。6-(1)-1 ※ 音声認識技術、画像認識技術、音声合成技術等を活用した機器及びサービス等を含む。	障害者の情報通信機器及びサービス等の利用における情報アクセシビリティの確保及び向上・普及を図るため、障害者に配慮した情報通信機器及びサービス等の企画、開発及び提供を促進する。2-(1)-1



番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
—	×			国立研究機関等において障害者の利用に配慮した情報通信機器・システムの研究開発を推進する。6-(1)-3	国立研究機関等において障害者の利用に配慮した情報通信機器・システムの研究開発を推進する。2-(1)-3
—	×				聴覚に障害のある人が電話を一人でかけられるよう支援する電話リレーサービスの実施体制を構築する。2-(1)-5
8-(1)-3	障害や障害のある人、障害福祉についての情報を収集し、障害のある人やその家族、支援者等が必要な時に障害福祉関係の情報を容易に入手できる総合窓口として、北九州市障害福祉情報センター(ウェブサイト等)の充実を図ります。	障害者支援課(社会参加)	障害の状態などによっては、情報収集が困難な場合があり、このような状況を改善するためには、ITの活用が有効であるため、障害のある人が必要な情報を容易に入手できるよう、障害福祉情報センター(ウェブサイト等)の充実を図るなど、ITの活用に努めます。		
8-(1)-4	コミュニケーション支援が必要な障害のある人への情報提供等のため、視聴覚障害者情報提供施設(点字図書館、ビデオライブラリー)の充実を図ります。	障害者支援課(社会参加)	コミュニケーション支援が必要な障害のある人への情報提供等のため、視聴覚障害者情報提供施設(点字図書館、ビデオライブラリー)の充実を図るとともに、要約筆記者、手話通訳者、盲ろう者通訳・ガイドヘルパーなどの派遣・養成事業を引き続き実施します。	聴覚障害者に対して、字幕(手話)付き映像ライブラリー等の制作及び貸出し、手話通訳者や要約筆記者の派遣、相談等を行う聴覚障害者情報提供施設について、情報通信技術(ICT)の発展に伴うニーズの変化も踏まえつつ、その整備を促進する。6-(2)-2	聴覚障害者に対して、字幕(手話)付き映像ライブラリー等の制作及び貸出し、手話通訳者や要約筆記者の派遣、相談等を行う聴覚障害者情報提供施設について、情報通信技術(ICT)の発展に伴うニーズの変化も踏まえつつ、その整備を促進する。2-(2)-2
8-(1)-5	市が主催する講演会や講座において、手話通訳士や要約筆記者の派遣、補聴器の聴こえをよくする <b>ヒアリングループ(磁器気誘導ループ)</b> の使用を推進することにより、聴覚障害のある人や高齢のため聴こえづらくなった人の参加を促進します。	障害者支援課(社会参加・障害者相談支援)	講演会や講座において、補聴器の聴こえをよくする磁器ループの使用を推進することにより、聴覚に障害のある人や高齢のため聴こえづらくなった人の行事への参加を促進し、聴こえづらさによる社会参加への不安・抑制の軽減を図ります。		
8-(1)-6	「市政だより」や「北九州市議会だより」について、視覚障害のある人への対応として点字、声、テキスト版を発行し、希望者への配布を行うことで市の重点施策に関する情報や地域の話題等を提供します。	広報室広報課 市議会事務局政策調査課			
8-(1)-7	聴覚障害のある人が市議会本会議等を傍聴しやすい環境をさらに整え、円滑に本会議等の情報を入手することができるよう、適時、改善策について検討・実践します。	市議会事務局総務課			

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
—	×			身体障害者の利便の増進に資する通信・放送 身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成5年法律第54号)に基づく放送事業者への制作費助成、「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」に基づく取組等の実施・強化により、字幕放送(CM番組を含む)、解説放送、手話放送等の普及を通じた障害者の円滑な放送の利用を図る。6-(2)-1	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送 身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成5年法律第54号)に基づく放送事業者への制作費助成、「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」に基づく取組等の実施・強化により、字幕放送(CM番組を含む。)、解説放送、手話放送等の普及を通じた障害者の円滑な放送の利用を図る。2-(2)-1
—	×			身体障害者の利便の増進に資する通信・放送 身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律に基づく助成等により、民間事業者が行うサービスの提供や技術の研究開発を促進※し、障害によって利用が困難なテレビや電話等の通信・放送サービスへのアクセスの改善を図る。6-(2)-3	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送 身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律に基づく助成等により、民間事業者が行うサービスの提供や技術の研究開発を促進し、障害によって利用が困難なテレビや電話等の通信・放送サービスへのアクセスの改善を図る。2-(2)-3
—	×			現在の日本銀行券が、障害者等全ての人にとってより使いやすいものとなるよう、五千円券の改良、携帯電話に搭載可能な券種識別アプリの開発・提供等を実施し、券種の識別性向上を図る。また、将来の日本銀行券改刷が、視覚障害者にとり券種の識別性の大幅な向上につながるものとなるよう、関係者からの意見聴取、海外の取組状況の調査等、様々な観点から検討を実施する。6-(2)-5	
—	×			心身障害者用低料第三種郵便については、障害者の社会参加に資する観点から、利用の実態等を踏まえながら、引き続き検討する。6-(2)-6	心身障害者用低料第三種郵便については、障害者の社会参加に資する観点から、利用の実態等を踏まえながら、引き続き検討する。2-(2)-5

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
	(2)「意思疎通支援の充実」			(3)意思疎通支援の充実	(3)意思疎通支援の充実
8-(2)-1	障害に応じたコミュニケーション手段の確保に向け、点訳・音訳、手話、要約筆記、盲ろう者通訳・ガイドヘルパー等に従事できる意思疎通支援者の養成に努めるとともに、意思疎通支援者の派遣を推進し、コミュニケーション支援を図ります。	障害者支援課(社会参加)		障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣、設置等による支援を行うとともに、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳奉仕員等の養成研修等の実施により人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させる。6-(3)-1	障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣、設置等による支援を行うとともに、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳奉仕員等の養成研修等の実施により人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させる。2-(3)-1
		障害者支援課(社会参加)	視覚障害等のある人の情報環境を改善するため、居宅における代読・代筆支援の充実を図るとともに、市が視覚障害のある人に対して発行する特に重要な公文書等について、音声情報などを入手しやすくする取り組みを進めます。		
		障害者支援課(社会参加)	手話奉仕員や朗読奉仕員などの養成講座を継続して開催するとともに、修了した人に対しては、ボランティア活動につながるきっかけづくりを行います。		
		障害者支援課(社会参加)	要約筆記者、手話通訳者、盲ろう者通訳・ガイドヘルパーなどの派遣・養成事業を引き続き実施します。		
8-(2)-2	情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害のある人に対して日常生活用具の給付又は貸与を行うとともに、支援機器の利用促進を図ります。	障害福祉企画課(在宅支援)		情報やコミュニケーションに関する支援機器の開発の促進とその周知を図るとともに、機器を必要とする障害者に対する給付、利用の支援等を行う。6-(3)-2	情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害者に対して日常生活用具の給付又は貸与を行うとともに、支援機器の開発の促進を図る。2-(3)-2
8-(2)-3	意思疎通が困難な重度の障害のある人に対して、家族や介護者等とのコミュニケーション手段を確保するため、専門職による相談対応や支援等を行います。 また、意思疎通が困難な重度の障害のある人についての理解促進等を図るため、医療・障害福祉関係者に対する研修会等を実施します。	地域リハビリテーション推進課			

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
8-(2)-4	意思疎通が困難な重度の障害のある人が医療機関に入院した場合に、医療従事者との円滑な意思疎通を支援する重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の利用促進に努めます。	障害福祉企画(在宅支援)	意思疎通が困難な重度の障害のある人が医療機関に入院した場合に、医療従事者との円滑な意思疎通を支援する支援員を派遣する重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の一層の利用促進に努めます。		
—	×	障害者支援課(社会参加)		意思疎通に困難を抱える人が自分の意志や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号等の普及及び利用の促進を図る。6-(3)-3	意思疎通に困難を抱える人が自分の意思や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号等の普及及び理解の促進を図る。2-(3)-3



番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
	(3)「行政情報のアクセシビリティの向上」			(4)行政情報のバリアフリー化	(4)行政情報のアクセシビリティの向上
8-(3)-1	障害のある人を含む全ての人が必要とする行政情報を容易に取得することができるよう、文字の拡大や読み上げ等、利用しやすさに配慮した北九州市や市議会のウェブサイトづくりに取り組みます。	広報室 広報課		各府省において、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、地方公共団体等の公的機関におけるウェブアクセシビリティ※の向上等に向けた取組を促進する。6-(4)-1 ※ 誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。	各府省において、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、地方公共団体等の公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進する。2-(4)-1
8-(3)-2	災害・避難情報をテレビ・ラジオ、緊急速報メール、登録制防災メール(もらって安心・まもるくん)、ウェブサイト、ツイッター等を活用し積極的に提供します。 また、携帯電話を保有していないため、緊急速報メールや登録制防災メールにより情報を入手することができない視覚障害や聴覚障害のある人に、自宅の固定電話やファックスで避難情報を提供します。	危機管理 室	災害・避難情報をテレビ・ラジオ、緊急速報メール、登録制防災メール(もらって安心・まもるくん)、ホームページ、ツイッター等を活用し積極的に提供します。		
		危機管理 室	聴覚障害のある人への災害情報伝達を図るため聴覚障害者用受信装置の普及に努めます。	災害発生時に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進する。6-(4)-2	災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進する。2-(4)-2
8-(3)-3	選挙に当たっては、点字版「選挙のお知らせ」(選挙公報の点訳版)や音声版「選挙のお知らせ」(選挙公報の音訳版)又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術(ICT)の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供に努めます。	選挙管理 委員会選 挙課		政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字又は音声による候補者情報の提供等、障害特性に応じた選挙等に関する情報の提供に努める。6-(4)-3	政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、ICTの進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努める。2-(4)-3
8-(3)-4	障害や障害のある人に関する施策についての情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、知的障害のある人等にも分かりやすい情報の提供に努めます。	★ 障害福祉 企画課 (企画調 整)		各府省において、特に障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、知的障害者等にも分かりやすい情報の提供に努める。6-(4)-4	各府省において、特に障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、知的障害者等にも分かりやすい情報の提供に努める。2-(4)-4

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
	分野9. 安全・安心の実現(防災、防犯、消費者保護)			7. 安全・安心	3. 防災、防犯等の推進
分野目標	障害のある人が、安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所等の確保や障害福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災の取り組みを推進します。 また、障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取り組みを推進します。	障害福祉 企画課 (企画調整)		障害者が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を図るとともに、東日本大震災の被災地における障害者に配慮した復興施策を推進する。	障害者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取組を推進する。また、障害者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進する。
	(1)「防災対策の推進」			(1)防災対策の推進	(1)防災対策の推進
9-(1)-1	地震・豪雨等による災害や火災が起きた場合の救出や救護、災害発生のおそれがあるときの事前の避難等の防災対策は、障害の有無に関わらず非常に重要である。このため、自助・共助・公助の役割の明確化のもと、北九州市地域防災計画に基づいた各種の防災対策に取り組みます。 また、避難場所や災害に関する情報等を掲載した防災ガイドブックの市内の各世帯への配布等により市民の防災意識の向上に取り組みます。	危機管理 室	地震・豪雨等による災害や火災が起きた場合の救出や救護、災害発生のおそれがあるときの事前の避難などの防災対策は、障害の有無に関わらず非常に重要であるため、自助・共助・公助の役割の明確化のもと、北九州市地域防災計画に基づいた各種の防災対策に取り組みしていきます。	障害者や福祉関係者等の参加及び防災関係部局と福祉関係部局の連携の下での、地域防災計画等の作成、防災訓練の実施等の取組を促進し、災害に強い地域づくりを推進する。7-(1)-1	障害者や福祉関係者等の参加及び防災関係部局と福祉関係部局の連携の下での、地域防災計画等の作成、防災訓練の実施等の取組を促進し、災害に強い地域づくりを推進する。3-(1)-1
		危機管理 室	避難場所や災害に関する情報等を掲載した防災ガイドブックの市内の各世帯への配布などにより防災意識の向上に取り組みます。		
9-(1)-2	災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合、障害のある人に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を推進します。	危機管理 室		災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進する。7-(1)-3	災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進する。3-(1)-3[再掲]

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
9-(1)-3	災害発生時に自力又は同居する家族等の支援では避難することが困難な障害のある人や高齢者等を事前に把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域に提供することにより、自助・共助による災害時の避難支援の仕組みづくりを促進します。また、地域住民による避難支援等の取り組みについて、地域ぐるみの防災ネットワークの構築に向けた助言を行うなど、地域における防災の取り組みを支援します。	危機管理室	本市では、障害のある人や高齢者等のうち、身体的要件と風水害の災害発生危険のある地理的要件の双方に該当する人を対象として、自力で避難することが困難な人の緊急時の連絡先や避難場所等を事前に決めた避難支援プランを個別に作成しており、引き続きこの取り組みを推進します。 これに加え、支援の必要な障害のある人については、基幹相談支援センターが中心となり、災害時の緊急対応について個別の支援プログラムの作成を検討します。	災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に避難行動要支援者名簿等を活用した障害者に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、地方公共団体における必要な体制整備を支援する。7-(1)-4	災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に避難行動要支援者名簿等を活用した障害者に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、地方公共団体における必要な体制整備を支援する。3-(1)-4
		危機管理室	今後、地域における避難支援の仕組みづくりを促進するため、地域ぐるみの防災ネットワークの構築に向けて、避難行動要支援者等への情報提供や福祉避難所の活用、地域住民による避難支援等についての助言を行うなど、地域における取り組みを支援します。		
9-(1)-4	障害のある人や高齢者等の要配慮者は、その状態等によって特別な支援が必要であるため、避難所、等のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障害のある人が、必要な物資を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、必要な体制の整備に努めます。また、障害当事者を含む地域住民と、障害関係機関・団体相互の協力体制を確立し、福祉関連物資の調達や施設への緊急入所などの支援を行います。	障害福祉企画課 (企画調整)	障害のある人や高齢者などの要援護者は、その状態等によって特別な支援が必要であるため、当事者を含む地域住民と、障害関係機関・団体相互の協力体制を確立し、福祉関連物資の調達や施設への緊急入所などの支援を行います。	避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障害者が、必要な物資を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、市町村における必要な体制の整備を支援する。7-(1)-5	避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障害者が、必要な物資を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、市町村における必要な体制の整備を支援する。3-(1)-5
		危機管理室			
9-(1)-5	一般的な避難所での生活が困難な要配慮者のために、特別な配慮がなされた避難所として、「福祉避難所」の確保に継続して取り組みます。	地域福祉推進課	一般の避難所での生活が困難な方のために、特別な配慮がなされた避難所として、「福祉避難所」の確保に継続して取り組みます。		
9-(1)-6	災害発生後も継続して障害福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害福祉サービス事業所や医療機関等における災害対策を推進するとともに、他の社会福祉施設等とのネットワークの形成に取り組みます。	障害者支援課(指定指導)		災害発生後も継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に取り組む。7-(1)-6	災害発生後も継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に取り組む。3-(1)-6
		地域医療課			

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
9-(1)-7	水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進します。	障害者支援課(指定指導係)			水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進する。3-(1)-8
9-(1)-8	火災や救急事案が発生した時に、 <b>障害のある人からの緊急通報体制を推進します。</b> また、聴覚・や言語機能等に障害のある人がいつでもどこからでも円滑な緊急通報を行えるよう、緊急通報手段である「ファックス119番」及びパソコンや携帯電話のメール機能を利用した「メール119番」により、障害のある人からの緊急通報への迅速、的確な対応を図ります。	消防局指導・予防課		火事や救急時におけるファックスやEメール等による通報を可能とする体制の充実に取り組むとともにその利用の促進を図る。7-(1)-7	火災や救急事案の発生時に聴覚・言語機能障害者がいつでもどこからでも円滑な緊急通報を行えるよう、全国の消防本部におけるスマートフォン等を活用した音声によらない緊急通報システムの導入を推進する。3-(1)-7
—	×	建設局河川整備課		自力避難の困難な障害者等が利用する災害時要援護者関連施設が立地する土砂災害のおそれのある箇所において、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を重点的に推進する。7-(1)-2	自力避難の困難な障害者等が利用する要配慮者利用施設が立地する土砂災害のおそれのある箇所において、砂防堰堤等の施設整備等及び危険な区域の明示等のハード・ソフト一体となった土砂災害対策を重点的に推進する。3-(1)-2
—	×			それぞれの地域の復興施策の企画・立案及び実施における、障害者やその家族等の参画を促進し、地域全体のまちづくりを推進する。7-(2)-1	それぞれの地域の復興施策の企画・立案及び実施における、障害者やその家族等の参画を促進し、地域全体のまちづくりを推進するため、事例集の作成・公表などの情報提供を行う。3-(2)-1
—	×			障害者の被災地での生活の継続、被災地への帰還を支援するため、被災地の障害福祉サービス事業者に対する支援を実施し、被災地における安定的な障害福祉サービスの提供を図る。7-(2)-2	障害者の被災地での生活の継続、被災地への帰還を支援するため、被災地の障害福祉サービス事業者に対する支援を実施し、被災地における安定的な障害福祉サービスの提供を図る。3-(2)-2
—	×			住み慣れた生活環境から離れて避難生活を行っている障害者に対する、心のケア、見守り活動、相談活動等の取組の充実を図る。7-(2)-3	住み慣れた生活環境から離れて避難生活を行っている障害者に対する、心のケア、見守り活動、相談活動等の取組の充実を図る。3-(2)-3
—	×			被災地における雇用情勢を踏まえ、産業政策と一体となった雇用の創出、求人と求職のミスマッチの解消を図り、障害者の就職支援を推進する。7-(2)-4	被災地における雇用情勢を踏まえ、産業政策と一体となった雇用の創出、求人と求職のミスマッチの解消を図り、障害者の就職支援を推進する。3-(2)-4



番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
	(2)「防犯対策の推進」			(3)防犯対策の推進	(3)防犯対策の推進
9-(2)-1	障害のある人が警察へ緊急通報する手段である「ファックス110番」及びパソコンや携帯電話のメール機能を利用した「メール110番」について、防犯教室や各種刊行物を活用した広報活動により普及啓発を図ります。	市民文化 スポーツ 局安全・ 安心推進 課		ファックスやEメール等による緊急通報について、その利用の促進を図るとともに、事案の内容に応じた迅速・適切な対応を行う。7-(3)-1	ファックスやEメール等による緊急通報について、その利用促進を図るとともに、事案の内容に応じた迅速・的確な対応を行う。3-(3)-1
9-(2)-2	地域の障害者団体、障害福祉施設、警察等との連携の促進等により、犯罪被害の防止に努めるとともに、防犯カメラの設置補助、防犯灯の設置・維持管理補助により、防犯環境の整備促進を行い、安全・安心な環境の構築を推進します。	市民文化 スポーツ 局安全・ 安心推進 課		警察と地域の障害者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努める。7-(3)-3	警察と地域の障害者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努める。3-(3)-3
		市民文化 スポーツ 局安全・ 安心都市 整備課			
—	×			警察職員に対し障害及び障害者に対する理解を深めるための研修の充実に取り組むとともに、手話を行うことのできる警察官の交番への配置、コミュニケーション支援ボードの活用等、障害者のコミュニケーションを支援するための取組を推進する。7-(3)-2	警察職員に対し障害及び障害者に対する理解を深めるための研修の充実に取り組むとともに、障害者のコミュニケーションを支援するため、手話を行うことのできる警察官等の交番等への配置、コミュニケーション支援ボードの活用等を図る。3-(3)-2
—	×				平成28年7月に発生した障害者支援施設における殺傷事件を踏まえ、障害者支援施設等を利用する障害者が安心して生活できるように、防犯に係る安全確保のための施設整備や防犯に係る職員の対応に関する点検等の取組を促進するとともに、関係機関や地域住民等と連携し安全確保体制の構築を図る。3-(3)-4

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
	(3)「消費者トラブルの防止及び被害からの保護」			(4)消費者トラブルの防止及び被害からの救済	(4)消費者トラブルの防止及び被害からの救済
9-(3)-1	障害のある人の消費者トラブルに関する情報を収集し、積極的な発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行います。 消費者トラブルに関する出前講座などでは、障害特性に応じて選択できる教材の提供に努め、障害のある人の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。	市民文化スポーツ局消費生活センター		障害者の消費者トラブルに関する情報を収集し、積極的な発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行い、障害者の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図る。7-(4)-1	消費者トラブルの防止及び障害者の消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、必要な情報提供を行うとともに、障害者及び障害者に対する支援を行う者の各種消費者関係行事への参加の促進、研修の実施等により、障害者等に対する消費者教育を推進する。3-(4)-1
		市民文化スポーツ局消費生活センター		消費者トラブルの防止及び障害者の消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、障害者及び障害者に対する支援を行う者の各種消費者関係行事への参加の促進、研修の実施等により、障害者等に対する消費者教育を推進する。7-(4)-4	
9-(3)-2	障害者団体、消費者団体、障害福祉関係団体、行政等、地域の多様な主体が連携して、消費者安全に関わる情報を共有し、障害のある人の <b>消費者被害</b> の防止に向けて、きめ細やかで裾野の広いネットワークの構築を図ります。	市民文化スポーツ局消費生活センター		障害者団体、消費者団体、福祉関係団体、行政等、地域の多様な主体の連携を促進し、障害者の消費者トラブルの防止及び早期発見に取り組む。7-(4)-2	障害者団体、消費者団体、福祉関係団体、行政等、地域の多様な主体の連携により、障害者等の消費者被害防止のための見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)の設置を促進する。3-(4)-2
9-(3)-3	市立消費生活センターにおいて、ファックスや電子メール等での消費者相談を受け付けます。また、相談を受ける消費生活相談員に対して、障害者理解のための研修等を実施することにより、障害のある人の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図ります。	市民文化スポーツ局消費生活センター		地方公共団体における、消費生活センター等におけるファックスやEメール等での消費者相談の受付や、相談員等の障害者理解のための研修の実施等の取組を促進することにより、障害者の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図る。7-(4)-3	地方公共団体における、消費生活センター等におけるファックスやEメール等での消費者相談の受付や、相談員等の障害者理解のための研修の実施等の取組を促進することにより、障害者の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図る。3-(4)-3
—	×			被害を受けた障害者の被害回復に係る法制度の利用の促進のため、日本司法支援センター(法テラス)の各種業務及びこれを遂行する体制の一層の充実に努める。7-(4)-5	被害を受けた障害者の被害回復に係る法制度の利用の促進のため、日本司法支援センター(法テラス)の各種業務及びこれを遂行する体制の一層の充実に努める。3-(4)-4
—	×			常勤弁護士を始めとする日本司法支援センター(法テラス)の契約弁護士が、福祉機関等との連携・協力体制を密にすることにより、障害者などの社会的弱者の振込め詐欺の被害や悪質商法による消費者被害の早期発見・被害回復に努める。7-(4)-6	常勤弁護士を始めとする法テラスの契約弁護士が、福祉機関等との連携・協力体制を密にすることにより、障害者などの社会的弱者の振込め詐欺の被害や悪質商法による消費者被害の早期発見・被害回復に努める。3-(4)-5

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
	分野10. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止			8. 差別の解消及び権利擁護の推進	4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
分野目標	<p>社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、障害者団体等の取り組みとの連携を図りつつ、<b>企業等事業者</b>や市民<b>一般</b>の幅広い理解の下、環境の整備に係る取り組みを含め、障害者差別解消法や「(仮称)障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」(以下「市条例」という。)に基づき、<b>障害を理由とする差別の解消の推進に取り組み障害者差別の解消に向けた取り組みを推進</b>します。</p> <p>また、障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障害のある人への虐待を防止するとともに、障害のある人の権利侵害の防止や被害からの救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障害のある人の権利擁護のための取り組みを着実に推進します。</p>	障害福祉企画課 (企画調整)		<p>全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成25(2013)年に制定された障害者差別解消法等に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組む。</p> <p>あわせて、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障害者の権利擁護のための取り組みを進める。</p>	<p>社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、地方公共団体、障害者団体等の様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者や国民一般の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障害者差別の解消に向けた取組を幅広く実施することにより、障害者差別解消法等の実効性ある施行を図る。</p> <p>また、障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障害者虐待を防止するとともに、障害者の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障害者の権利擁護のための取組を着実に推進する。</p>
	(1)「障害を理由とする差別の解消の推進」			9. 行政サービス等における配慮	9. 行政サービス等における配慮
				<p>障害者が適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障害者理解の促進に努めるとともに、障害者がその権利を円滑に行使することができるように、障害者に対して、選挙等における配慮、司法手続等における配慮を行う。</p>	<p>障害者がその権利を円滑に行使できるよう、司法手続や選挙等において必要な環境の整備や障害特性に応じた合理的配慮の提供を行う。また、行政機関の窓口等における障害者への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等に当たっては、ICT等の利活用も検討し、可能なものは積極的に導入するなど、アクセシビリティへの配慮に努める。さらに、いわゆる欠格条項について、各制度の趣旨も踏まえ、技術の進展、社会情勢の変化等の必要に応じた不断の見直しを行う。</p>
				8. (1)障害を理由とする差別の解消の推進	4. (2)障害を理由とする差別の解消の推進
10-(1)-1	<p>障害者差別解消法並びに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針や「(仮称)障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」並びに<b>市条例</b>に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害のある人に対する必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けて<b>着実に取り組み</b>を<b>着実に</b>進めるとともに、<b>企業等事業者</b>が適切に対応できるよう必要な対応を行います。</p>	障害福祉企画課 (差別解消)	<p>障害者差別禁止法(仮称)の動向を見ながら、「何が差別にあたるのか」「何が権利侵害にあたるのか」等について、障害者自立支援協議会の権利擁護部会において当事者や関係団体等との意見交換を行います。</p>	<p>平成28(2016)年4月の障害者差別解消法の円滑な施行に向け、同法に規定される基本方針、対応要領及び対応指針を計画的に策定するとともに、法の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動、相談・紛争解決体制の整備、障害者差別解消支援地域協議会の組織の促進等に取り組む。また、同法の施行後において、同法に規定される基本方針に基づき、同法の適切な運用及び障害を理由とする差別の解消の推進に取り組む。8-(1)-1</p>	<p>障害者差別解消法並びに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けて<b>着実に</b>取組を進めるとともに、事業者が適切に対応できるよう必要な対応を行う。4-(2)-1</p>



番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
10-(1)-2	障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針や「(仮称)障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」に基づき、社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮を的確に行うため、技術進歩の動向を踏まえつつ、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等の環境の整備の施策を着実に進めます。				障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針に基づき、社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮を的確に行うため、技術進歩の動向を踏まえつつ、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等の環境の整備の施策を着実に進める。その際、各施策分野の特性を踏まえつつ、当該施策分野における環境の整備に係る具体的な考え方等を指針等において具体化するなど、施策の円滑な実施に配慮する。4-(2)-2
10-(1)-3	障害を理由とするのある人に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、「(仮称)障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」により定めた障害を理由とする差別に関する相談窓口の運営や、解決が困難な事案について助言・あっせんを行う第三者機関の設置等により、相談・紛争解決等を実施する体制の円滑な運用と、その利用の促進を図ります。	障害福祉企画課 (差別解消)	市民一人ひとりが、何が権利の侵害に当たるのかを十分理解し、日常生活の中で、人権を尊重した態度や行動を実践する姿勢を育むことができるよう、各種の施策を推進します。	障害者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等を実施する体制の充実等に取り組むとともに、その利用の促進を図る。8-(1)-3	障害者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等を実施する体制の充実等に取り組むとともに、その利用の促進を図る。4-(2)-6
10-(1)-4	人権文化のまちづくりをキーワードに、人間の尊厳、自立、共生・協創の三つを基本理念とする北九州市人権行政指針に基づき、障害のある人を含めた人権施策の推進に取り組めます。	障害福祉企画課 (差別解消)  人権推進センター	障害のある人の人権尊重について、より多くの市民や企業等が正しく理解し、実践を促すきっかけとなるよう、障害関係団体と連携して、障害のある人の人権啓発冊子を活用した効果的な啓発活動に取り組めます。  人権文化のまちづくりをキーワードに、人間の尊厳、自立、共生・協創の三つを基本理念とした北九州市人権行政指針に基づき、障害のある人を含めた人権施策の推進に取り組めます。		障害者差別解消法の意義や趣旨について幅広い国民の理解を深めるため、内閣府を中心に、関係省庁、地方公共団体、事業者、障害者団体等の多様な主体との連携により、同法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開する。4-(2)-4
—	×				心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の対象者の社会復帰の促進を図るため、同法対象者に対する差別の解消を進める。4-(2)-7



番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
—	×	★調整 障害福祉 企画課 (企画調 整)		雇用分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)が新たに規定された改正障害者雇用促進法(平成28(2016)年4月施行)に基づき、障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障害者の有する能力の有効な発揮を図る。(再掲)8-(1)-2	都道府県労働局及びハローワークにおいて、雇用分野における障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供に係る相談・通報等があった場合は、必要に応じて指導等を行うとともに、当事者からの求めに応じ、第三者による調停等の紛争解決援助を行う。4-(2)-5
—	×	★調整 障害福祉 企画課 (企画調 整)	平成28年4月の法律の施行に向けて、法律に定められた各措置等の検討のため、障害者本人や関係団体等との意見交換を行うとともに、障害者本人、障害者団体、民間事業者、学識経験者、弁護士等を構成メンバーとする検討会議を設置し、国の「基本方針」に基づき、差別解消に向けた体制の整備を図ります。		
—	×	障害福祉 企画課 (差別解 消)	平成28年4月の法律の施行に向けて、市役所内の全庁横断的な会議を設置し、「合理的な配慮の提供」等の観点から事務・事業を点検し、必要な対応を検討します。		地域における障害を理由とする差別の解消を推進するため、都道府県とも連携しつつ、地方公共団体における対応要領の策定及び障害者差別解消支援地域協議会の組織の促進に向けた取組を行う。4-(2)-3
—	×	障害福祉 企画課 (差別解 消)	平成28年4月の法律の施行に向けて、障害者団体や市役所内部の関係各課と連携を図りながら、それぞれの役割分担のもと、市民や民間事業者に向けて広く普及啓発に努めます。		

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
	(2)「権利擁護の推進、虐待の防止」			8. (2)権利擁護の推進	4. (1)権利擁護の推進、虐待の防止
10-(2)-1	障害のある人への虐待の予防及び早期発見等を行うため、市民、障害者団体、障害福祉サービス事業者、企業等に対して、障害者虐待防止法の概要について、積極的に啓発を行うとともに、地域における効果的な協力体制を検討します。	障害者支援課(相談支援)	障害者虐待の予防及び早期発見等を行うため、障害者虐待防止法の概要(趣旨、虐待の定義、虐待発見者の通報義務、通報後の対応等)について、市民、障害者団体、関係施設、企業等への啓発活動に積極的に取り組むとともに、地域における効果的な協力体制を検討します。	都道府県労働局において、使用者による障害者虐待の防止など労働者である障害者の適切な権利保護のため、個別の相談等への丁寧な対応を行うとともに、関係法令の遵守に向けた指導等を行う。4-(1)-5	障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止及び養護者に対する相談等の支援に取り組む。4-(1)-1
10-(2)-2	児童虐待の背景のひとつにある、障害のある子どもの子育てに係る課題を踏まえて、 <b>養護者保護者</b> に対する相談等の支援に取り組み、虐待の未然防止と早期対応に努めます。 <b>また、「障害者・高齢者相談コーナー」及び「子ども・家庭相談コーナー」で、障害のある子どもや家庭に関する相談に応じ、各窓口や関係機関等と連携を取りながら、それぞれの内容に応じた支援・対応を行うとともに、相談者の不安や負担感の軽減を図ります。</b>	子ども家庭局子ども総合センター 子ども家庭局子育て支援課 障害者支援課(障害者相談支援係)		障害者虐待防止法に基づき、障害者の養護者に対して相談等の支援を行う。1-(1)-8	
10-(2)-3	障害のある人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、国の意思決定支援ガイドラインの普及を図ります。 また、日常生活上の判断に不安がある場合には、権利擁護・市民後見センター「らいと」が実施する市民の力を活かした法人後見により、日常的な金銭管理や障害福祉サービスの利用援助を受けるなど、成年後見制度の利用を促進するとともに、成年後見制度の普及・啓発を行います。	障害者支援課(相談支援)	日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助など、社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業を通じ、利用者の判断能力が衰えた場合に、成年後見制度への橋渡しが円滑に行われるように努めます。	障害者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、意思決定支援の在り方を検討するとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進める。8-(2)-2	障害者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図るとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進める。4-(1)-2
10-(2)-4	成年後見制度の利用に際し、法的に高度な専門性を必要とする場合等は、北九州成年後見センター「みと」と連携・協働し、判断能力が不十分な方の権利と財産を守るための支援を行います。 また、成年後見制度の利用が困難な障害のあ	障害者支援課(相談支援)	北九州成年後見センターと連携・協働し、成年後見制度の利用を促進するとともに、成年後見制度の普及・啓発を行います。		知的障害又は精神障害(発達障害を含む。)により判断能力が不十分な者による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う。4-(1)-5

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
	る人等については、市長が代わって審判の申し立てを行うとともに、生活保護受給者等については、申し立て費用及び後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を推進します。	障害者支援課(相談支援)	成年後見制度の利用が困難な障害のある人などについては、市長が代わって審判の申し立てを行います。また、生活保護受給者等については、申し立て費用及び後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を推進します。		
10-(2)-5	当事者等が対応する相談体制として、市が委嘱する身体・知的障害者相談員による障害のある人の権利擁護のための取り組みを推進するとともに、相談員の資質向上を図ります。身近な相談先である身体・知的障害者相談員と区役所窓口との連携を強めます。また、研修等を通じて障害のある方の権利擁護に関する相談にも適切に応じることができる様に相談員の資質向上を図ります。	障害者支援課(相談支援)		当事者等により実施される障害者の権利擁護のための取組を支援する。8-(2)-3	当事者等により実施される障害者の権利擁護のための取組を支援する。4-(1)-3
10-(2)-6	障害福祉サービス利用者等からの苦情を適切に解決するために、障害福祉サービス事業者が設けた苦情解決システムや福岡県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会、本市の保健福祉オンブズパーソンの活用を図りながら、障害福祉サービス利用者等の権利擁護に努めます。	障害者支援課(指定指導)	障害のある人が、安心して福祉サービスを利用できるよう、関係者への人権に関する研修を充実させるとともに、監査体制の充実など、関係機関と連携しながら適切な対応を行います。		
10-(2)-7	障害のある人や高齢者の財産管理など法律に関わる問題を扱う高齢者・障害者あんしん法律相談事業を引き続き実施し、法律上の諸問題について弁護士会の協力による支援を推進します。	障害者支援課(相談支援)	障害のある人や高齢者の財産管理など法律に関わる問題を扱う高齢者・障害者あんしん法律相談事業を引き続き実施し、法律上の諸問題について弁護士会の協力による支援を推進します。		
—	×				成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)については、成年後見制度利用促進法及び成年後見制度利用促進基本計画を踏まえて、今後、検討を加え、必要な見直しを行う。4-(1)-6

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
	(3)「行政等における配慮の充実」			9.(1)行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等	7.(3)行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
10-(3)-1	市における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する北九州市職員対応要領」により、障害のある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を行います。	障害福祉企画課 (差別解消)		各行政機関等における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法(平成28(2016)年4月施行)に基づき、障害者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行う。9-(1)-1	各行政機関等における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障害者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うとともに、ソフト・ハードの両面にわたり、合理的配慮を的確に行うために必要な環境の整備を着実に進める。7-(3)-1
10-(3)-2	市職員等に対して、障害及び障害のある人への理解促進を図る研修を実施するとともに、窓口等における障害のある人への配慮の徹底を図ります。	総務局職員研修所		行政機関の職員等に対する障害者に関する理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障害者への配慮の徹底を図る。9-(1)-2	行政機関の職員等に対する障害者に関する理解を促進するため、より一層の理解の促進が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害の特性、求められる配慮等を含めて必要な研修を実施し、窓口等における障害者への配慮の徹底を図る。7-(3)-2
10-(3)-3	市における行政情報の提供等に当たっては、情報通信技術(ICT)の進展等も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。	広報室広報課		各府省における行政情報の提供等に当たっては、情報通信技術(ICT)の進展等も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供に努める。9-(1)-3	各府省における行政情報の提供等に当たっては、アクセシビリティに配慮したICTを始めとする新たな技術の利活用について検討を行い、利活用が可能なものについては積極的な導入を推進するなど、アクセシビリティに配慮した情報提供に努める。7-(3)-3
		★調整 障害福祉 企画課 (企画調整)	視覚障害等のある人の情報環境を改善するため、居宅における代読・代筆支援の充実を図るとともに、市が視覚障害のある人に対して発行する特に重要な公文書等について、音声情報などを入手しやすくする取り組みを進めます。		



番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
	(つづき)			9. (2)選挙等における配慮等	7. (2)選挙等における配慮等
10-(3)-4	選挙に当たっては、点字版「選挙のお知らせ」(選挙公報の点訳版)や音声版「選挙のお知らせ」(選挙公報の音訳版)又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術(ICT)の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供に努めます。	選挙管理委員会選挙課		政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術(ICT)の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努める。9-(2)-1	政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術(ICT)の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努める。7-(2)-1
10-(3)-5	移動に困難を抱える障害のある人に配慮した投票所のバリアフリー化、障害のある人の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めます。 また、指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保を図ります。	選挙管理委員会選挙課		移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、成年被後見人の選挙権の回復等を行う公職選挙法の改正を踏まえ、判断能力が不十分な障害者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等の取組を促進する。9-(2)-2	移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、障害者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等の取組を促進する。7-(2)-2
		選挙管理委員会選挙課		指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保に努める。9-(2)-3	指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保に努める。7-(2)-3

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
	(つづき)			9. (3) 司法手続等における配慮等	7. (1) 司法手続等における配慮等
—	×			被疑者あるいは被告人となった障害者がその権利を円滑に行使することができるよう、刑事事件における手続の運用において、障害者の意思疎通等に関して適切な配慮を行う。あわせて、これらの手続に携わる職員に対して、障害や障害者に対する理解を深めるため必要な研修を実施する。9-(3)-1	被疑者あるいは被告人となった障害者がその権利を円滑に行使することができるよう、刑事事件における手続の運用において、障害者の意思疎通等に関して適切な配慮を行う。あわせて、これらの手続に携わる職員に対して、障害や障害者に対する理解を深めるため必要な研修を実施する。7-(1)-1
—	×			知的障害によりコミュニケーションに困難を抱える被疑者等に対する取調べの録音・録画の試行や心理・福祉関係者の助言・立会い等の試行を継続するとともに、更なる検討を行う。9-(3)-2	知的障害等によりコミュニケーションに困難を抱える被疑者等に対する取調べの録音・録画や心理・福祉関係者の助言等の取組を継続するとともに、更なる検討を行う。7-(1)-2
—	×			矯正施設に入所する累犯障害者等に対して、社会復帰支援のためのプログラムの提供を促進するとともに、これらの施設の職員に対して必要な研修を実施する。9-(3)-3	矯正施設に入所する障害者に対して、社会復帰支援のためのプログラムの提供を促進するとともに、これらの施設の職員に対して必要な研修を実施する。7-(1)-3
—	×			弁護士、弁護士会、日本弁護士連合会、日本司法支援センター(法テラス)等の連携の下、罪を犯した知的障害者等の社会復帰の障害となり得る法的紛争の解決等に必要な支援を行うなど、再犯防止の観点からの社会復帰支援の充実を図る。9-(3)-5	弁護士、弁護士会、日本弁護士連合会、日本司法支援センター(法テラス)等の連携の下、罪を犯した知的障害者等の社会復帰の障害となり得る法的紛争の解決等に必要な支援を行うなど、再犯防止の観点からの社会復帰支援の充実を図る。7-(1)-5
	(つづき)			9. (4) 国家資格に関する配慮等	9. (4) 国家資格に関する配慮等
10-(3)-6	市が認定する資格の取得等において障害のある人に不利が生じないよう、 <b>検定試験</b> や講習の実施等における必要な配慮の提供を推進します。	★調整 障害福祉 企画課 (企画調整)		各種の国家資格の取得等において障害者に不利が生じないよう、試験の実施等において必要な配慮を提供するとともに、いわゆる欠格条項について、各制度の趣旨も踏まえ、技術の進展、社会情勢の変化等の必要に応じた見直しを検討する。9-(4)-1	各種の国家資格の取得等において障害者に不利が生じないよう、試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮を提供するとともに、いわゆる欠格条項について、各制度の趣旨も踏まえ、技術の進展、社会情勢の変化等の必要に応じた不断の見直しを行う。7-(4)-1

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
				10. 国際協力	10. 国際協力
—	市なし			障害者施策を国際的な協調の下に推進するため、障害分野における国際的な取組への積極的な参加、国際協力の推進、障害者団体等による国際交流の推進等を進める。また、障害者権利条約について、その早期締結に向け、必要な手続を進める。	障害者権利条約の締約国として、障害者権利委員会による審査等に誠実に対応するとともに、障害者施策を国際的な協調の下に推進するため、障害分野における国際的な取組に積極的に参加する。また、開発協力の実施に当たっては、障害者を含む社会的弱者に特に焦点を当て、その保護と能力強化を通じて、人間の安全保障の実現に向けた我が国の理念が国際社会において主流化するよう取り組む。さらに、文化芸術活動やスポーツ等の分野を含め、障害者の国際交流等を推進する。
				(3) 国際的な情報発信等	(1) 国際社会に向けた情報発信の推進等
				(1) 国際的な取組への参加	(2) 国際的枠組みとの連携の推進
				(2) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等	(3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等
				(4) 障害者等の国際交流の推進	(4) 障害者の国際交流等の推進

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
	分野11. 広報・啓発の推進(障害者理解の促進)			推進体制 2. 広報・啓発活動の推進	施策の円滑な推進 (2)理解促進・広報啓発に係る取組等の推進
分野目標	障害のある人と障害のない人が、お互いに障害の有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていくことが日常となるように、障害や障害のある人、その障害特性や必要な配慮等に関する理解を促進し、「心のバリアフリー」を推進します。	障害福祉企画課 (企画調整)	市政だよりやホームページ、新聞やラジオなどの効果的な活用を図り、市民の障害者福祉への関心や理解を深める取り組みを推進します。 (新717、750)	障害者施策は幅広い国民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、障害者基本法及び本基本計画の目的等に関する理解の促進を図るため、行政はもとより、企業、民間団体、マスメディア等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進する。	「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害のある者と障害のない者が、お互いに障害の有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていくことが日常となるように、国民の理解促進に努める。本基本計画の実施を通じて実現を目指す「共生社会」の理念や、障害者権利条約が採用する、いわゆる「社会モデル」の考え方について、必要な広報啓発を推進する。
	(1)「広報・啓発活動の推進」				
11-(1)-1	障害施策は幅広い市民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、行政はもとより、企業、民間団体、マスメディア等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進します。 その際、効果的な情報提供や、市民の意見の反映に努めるとともに、障害当事者以外に対する訴求も重要であることに留意します。	障害福祉企画課 (差別解消)		障害者施策は幅広い国民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、障害者基本法及び本基本計画の目的等に関する理解の促進を図るため、行政はもとより、企業、民間団体、マスメディア等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進する。	障害者施策は幅広い国民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、行政はもとより、企業、民間団体、マスメディア等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進する。その際、効果的な情報提供や、国民の意見の反映に努めるとともに、障害当事者以外に対する訴求も重要であることに留意する。
11-(1)-2	障害者基本法に定められた障害者週間を中心に、各種行事の開催や障害当事者等を講師とする研修会、出前講演などの取り組みを推進するとともに、市政だよりやウェブサイト、新聞やラジオ等の効果的な活用を図ります。	障害福祉企画課 (差別解消)	障害者週間を中心に障害者の日記念行事などの開催や障害当事者の講師による研修会、出前講演などの取り組みを推進します。	また、障害者基本法に定められた障害者週間(毎年12月3日から9日まで)における各種行事を中心に、一般市民、ボランティア団体、障害者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進する。	障害者基本法に定められた障害者週間(毎年12月3日から9日まで)における各種行事を中心に、一般市民、ボランティア団体、障害者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進する
		障害福祉企画課 (差別解消)	市政だよりやホームページ、新聞やラジオなどの効果的な活用を図り、市民の障害者福祉への関心や理解を深める取り組みを推進します。		



番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
11-(1)-3	障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営む上で障壁となる「社会的障壁」と相対することによって生じるとする、「社会モデル」の考え方について市民の理解を深めます。 また、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を推進します。	障害福祉企画課 (差別解消)		障害者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について国民の理解を深め、誰もが障害者等に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進する。	障害者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に対する国民の理解を深め、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を推進する。
		保健福祉局総務課 (計画係)		また、障害者団体等が作成する啓発・周知のためのマーク等について、関連する事業者等の協力の下、国民に対する情報提供を行い、その普及及び理解の促進を図る。	また、障害者団体等が作成する啓発・周知のためのマーク等について、関連する事業者等の協力の下、国民に対する情報提供を行い、その普及及び理解の促進を図る。
—	×				2020年東京オリンピック・パラリンピックを通じて実現を目指す共生社会の姿について広く発信を行い、パラリンピックに向けた国民の機運を醸成するとともに、障害者施策の意義について更なる理解の促進を図る。

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
	(2)「障害及び障害者理解の促進」				
11-(2)-1	障害や障害のある人に対する市民の関心と理解を深めるため、障害のある人や障害福祉関係団体の参画のもとで、啓発活動を継続的に実施します。	障害福祉企画課 (差別解消)	障害や障害のある人への正しい理解を推進するには、行政や福祉関係者のみならず地域や学校、企業など、市民全体で取り組むことが必要なため、様々な機会をとらえ、障害に対する人権教育の充実を図るとともに啓発活動を継続的に実施します。	引き続き、国民の障害及び障害者に対する理解を促進するための取組を推進する。	知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう・重症心身障害その他の重複障害など、より一層の国民の理解が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害について、その障害特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図る。

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
11-(2)-2	知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、若年性認知症、盲ろう・重症心身障害その他の重複障害など、より一層の市民の理解が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害について、その障害特性や必要な配慮等に関する市民の理解の促進を図ります。	障害者支援課(発達・精神保健) 精神保健福祉センター 障害者支援課(発達・精神保健) 障害者支援課(発達・精神保健) 障害福祉企画課(差別解消) 精神保健福祉センター 健康推進課 障害者支援課(発達・精神保健) 認知症支援・介護予防センター	講演会や地域のイベント、リーフレットの配布、市政だよりなどあらゆる機会を通じて、精神疾患や精神障害に関する基本的な情報の提供を行い、市民の理解を促進します。 精神疾患や精神障害に対する正しい知識や理解を深めるための啓発活動の充実を図る 市民を対象として、発達障害シンポジウムを開催するほか、保護者等を対象とした研修の充実を図ります。また、パンフレットを研修会や公共施設等で配布するとともに、発達障害の特性や取り組み等についてホームページで紹介するなど理解の促進に努めます。 精神障害についての市民の理解を深めるため、福岡県と合同で講演会などを開催します。 難病に対する理解を深めるため、講演会などにより市民啓発を行います。 精神疾患や精神障害に対する正しい知識や理解を深めるための啓発活動の充実を図る 難病患者の社会参加を進めるために、難病の特性や多様性など、難病に対する社会全体の理解を進めるよう、市民への正しい理解の普及と啓発を行います。 若年性認知症の人に対し、各種障害福祉サービスや相談窓口等についての情報を提供します。また、若年性認知症の理解を促進するため、市民等への啓発を行います。	とりわけ、より一層の国民の理解が必要な知的障害、精神障害、発達障害、難病、盲ろう、高次脳機能障害等について、その障害特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図る。 高次脳機能障害(失語症等の関連症状を併発した場合を含む。)について、地域の支援拠点に相談支援コーディネーターを配置し、専門的な相談支援や関係機関との連携・調整等を行うとともに、高次脳機能障害に関する情報発信の充実を図る。1-(1)-6	知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう・重症心身障害その他の重複障害など、より一層の国民の理解が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害について、その障害特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図る。

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
11-(2)-3	障害のある人が利用する視覚障害者誘導用ブロックや身体障害者補助犬、障害者用駐車スペース等に対する市民の理解を促進するとともに、その円滑な利活用に必要な配慮等について周知を図ります。	障害福祉企画課 (差別解消)		また、一般国民における、障害者が利用する視覚障害者誘導用ブロックや身体障害者補助犬、障害者用駐車スペース等に対する理解を促進するとともに、その円滑な利活用に必要な配慮等について周知を図る。	一般国民における、障害者が利用する視覚障害者誘導用ブロックや身体障害者補助犬、障害者用駐車スペース等に対する理解を促進するとともに、その円滑な利活用に必要な配慮等について周知を図る。
11-(2)-4	各小学校で行われている障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を継続的に行うとともに、指導者が人権についての意識をさらに高め、子どもたちに対して適切な指導ができるよう、各種研修会を通して周知を図り、人権教育の充実を図ります。	教育委員会特別支援教育課・指導第一課	各小学校で行われている障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を継続的に行うとともに、指導者がさらに人権についての意識を高め、子どもたちに対して適切な指導ができるよう、研修会などを実施し、人権教育の充実を図ります。	障害のある幼児、児童、生徒と障害のない幼児、児童、生徒との相互理解を深めるための活動を一層促進するとともに、小中学校等の特別活動等における、障害者に対する理解と認識を深めるための指導を推進する。	障害のある幼児、児童、生徒と障害のない幼児、児童、生徒との相互理解を深めるための活動を一層促進するとともに、小中学校等の特別活動等における、障害者に対する理解と認識を深めるための指導を推進する
11-(2)-5	地域社会における障害のある人への理解を促進するため、障害福祉施設や教育機関等と地域住民等との日常的交流の一層の拡大を図るとともに、地域活動等において、障害のある人と地域の人々が触れ合う機会を増やすことにより、お互いの理解を深めます。	教育委員会指導第一課		さらに、地域社会における障害者への理解を促進するため、福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流の一層の拡大を図る。	地域社会における障害者への理解を促進するため、福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流の一層の拡大を図る。
		障害者支援課指定指導係			
		障害福祉企画課 (差別解消)	障害のある人に対する正しい理解を深めるため、不動産事業者、家主、地域住民等への啓発活動を行います。		
		市民文化スポーツ局地域振興課	障害のある人や障害のある人を支援する施設、事業所等に対し、自治会への加入などを促し、地域活動等において、障害のある人と地域の人々が触れ合う機会を増やすことにより、お互いの理解を深めます。		



番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
	(3)「ボランティア活動等の推進」				
11-(3)-1	特定非営利活動法人、ボランティア団体等、障害のある人も含む、多様な主体による障害のある人を支援する取り組みを促進するため、必要な活動環境の整備を図ります。	市民文化スポーツ局市民活動推進課 障害者企画課(差別解消)	障害や障害のある人に対する正しい理解を深め、障害の有無にかかわらず、相互に権利を尊重できるような取り組みを行います。 また、障害のある人が気軽にスポーツやレクリエーション、芸術・文化・余暇活動などを楽しめるよう環境を整備するとともに、当事者の活動や、それを支援するNPO・ボランティア等の活動に対する支援への取り組みを充実させることにより社会参加を促進します。	特定非営利活動法人、ボランティア団体等、障害者も含む、多様な主体による障害者のための取組を促進するため、必要な活動環境の整備を図る。	特定非営利活動法人、ボランティア団体等、障害者も含む多様な主体による障害者のための取組を促進するため、必要な活動環境の整備を図る。
11-(3)-2	障害のある人に対する生活訓練や家族の一時的休息(レスパイト)等を行うため、障害のある子どもの親の会等が大学、社会福祉協議会、NPO法人等のボランティアと連携して実施するスポーツ、文化教室などの余暇活動等を支援するとともに、ボランティアの育成を推進します。	障害者支援課(発達・精神保健福祉) 市民文化スポーツ局市民活動推進課 障害者支援課(社会参加)	大学、社会福祉協議会、NPO法人等と連携し、本人に対する生活訓練や家族のレスパイト等を行うため、親の会等が実施するスポーツ、文化教室などの余暇活動等を支援するとともに、ボランティアの育成を推進します。 障害者団体等が実施しているレクリエーション・余暇活動などを支援するとともに、余暇活動を支援するボランティア団体の人材育成やネットワーク構築などを促進します。 ボランティア活動をする側とボランティアを依頼する側とをコーディネートする体制の強化を図り、障害のある人たちの障害特性やニーズに応えられるよう努めます。	児童、生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進する。	児童、生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進する。